

法制化の要否の検討

今後の難病対策の在り方(中間報告)(抄)

おわりに
(略) なお、行政関係者におかれては、この中間報告に記載された事項のうち、法制化の要否の検討が必要なものについては、早急に検討作業に取り組んでいただくよう要請する。

- 理念・責務等の検討
○ 制度の仕組みの検討

中間報告に記載された事項		法制化の要否の検討が必要と考えられるもの
1. 難病対策の必要性・理念		□
2. 「難病」の定義		○
3. 医療費助成の在り方 (小慢のトランジション含む)	対象患者の認定、支給	○
	対象疾患の範囲、重症度等の基準	○
	専門医・医療機関の指定	○
	専門医・医療機関の指定要件	○
	対象となる医療の範囲	○
	給付水準の在り方	○
4. 福祉サービス	「治療方法が確立していない疾病」であって「政令で定めるもの」の疾病の具体的範囲	○ [障害者総合支援法施行令]
5. 難病相談・支援センター		□
6. 難病手帳(カード)(仮称)の在り方		○
7. 難病研究の在り方		□
8. 難病医療の質の向上のための 医療・看護・介護サービスの 提供体制の在り方	医療の質の向上	□
9. 就労支援		□
10. 難病を持つ子どもへの支援の在り方		□

※いずれも現時点での整理であり、今後変更がありうる。